

平成22年第14回教育委員会定例会

開会年月日 平成22年7月26日(月)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 外松和子
同 委員 内藤幸子
同 委員 天沼英雄
同 委員 安藤睦美
同 教育長 園部俊介

議 題

1 陳情

- (1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 陳情第2号 練馬区立小学校教科書採択についての陳情書

2 協議

- (1) これからの生涯学習のあり方について〔継続協議〕

3 報告

(1) 教育長報告

練馬区生涯学習のあり方に関する有識者会議の答申について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

4 調査・研究

- (1) 小学校教科用図書の調査・研究

開 会 午後 1時30分

閉 会 午後 5時00分

会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長

生涯学習部長

庶務課長事務取扱学校教育部参事

室地隆彦

郡 榮作

阿形繁穂

学校教育部新しい学校づくり担当課長	小 暮 文 夫
同 学務課長	古 橋 千重子
同 施設給食課長	金 崎 耕 二
同 総合教育センター所長	杉 本 圭 司
生涯学習部生涯学習課長	臼 井 弘
同 スポーツ振興課長	櫻 井 和 之
同 光が丘図書館長	内 野 ひろみ

傍聴者 5名

委員長

それでは、ただいまから、平成22年第14回教育委員会定例会を開会する。
本日は、傍聴の方が3名お見えになっている。

学校教育部長

今日は、教育指導課長の吉村であるが、中学校の生徒の海外派遣で7月22日から30日まで引率ということでオーストラリアに行っている。申し訳ないが、欠席ということによりしく願います。

委員長

それでは、案件にそって進めていく。
本日の案件は、陳情2件、協議1件、教育長報告2件、調査・研究1件である。
なお、調査・研究に関しては、前回の第8回臨時会で決めたとおり非公開で行う。よろしく願います。

(1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕

委員長

それでは、初めに陳情案件である。陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情についてである。
この陳情については、外環道整備に関する事業の進捗状況などを見守りながら審査を進めているが、現在のところ何か変化はあるか。

生涯学習課長

特にご報告する動きはない。

委員長

ただいまの生涯学習課長の報告である。したがって、本日は継続としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、陳情第4号については「継続」とする。

(2) 陳情第2号 練馬区立小学校教科書採択についての陳情書

委員長

続いて、本日新たに陳情が1件提出されたので、事務局より願います。

事務局

新たに陳情第2号が提出されたので、読み上げさせていただきます。

(陳情第2号読み上げ)

以上である。

委員長

それでは、陳情審査に入る。本件については、本日結論を出したいと思う。

なお、審査の進め方についてであるが、陳情項目が5項目あるが、教科書採択という一連のものであるので、項目ごとではなく、陳情要旨も含め一括審査をしたいと思う。

それでは、各委員のご意見を伺いたいと思う。

天沼委員

事前にこの陳情書をいただいて、陳情要旨、陳情項目について十分検討させていただいた。さまざまな法律とか規則と照らし合わせて、この文章そのもの、あるいは陳情項目そのものに誤解というか、十分にそれらを反映していない部分もあるように感じた。法律や規則に基づいて教育委員会が、公平かつ公正に教科書採択するという権限を遂行するためには、こういった陳情に左右されて意思決定をするというのは、むしろ公平性を損なうのではないかというふうに思って、一括採択か一括不採択かと考えて、一括不採択が望ましいのではないかと思った。

教育長

この陳情書の陳情項目の一番下のところに、「特定の教科書採択を迫る団体」と書いてあるが、この陳情そのものも見方によれば、特定の考え方の教科書の採択ととれないこともない。

それからもう一つは、都教委の通達が上位「法」とは、私たちは全く考えていないし、また「教育現場での検討と意見を十分に反映」というのは、今、天沼委員がおっしゃったように、平成12年に地教行法51条がなくなったそのときから、教科書の採択権限というのは教育委員会にあって、その教科書採択にあたって、教科書協議会、調査委員会、各校研究会というのをつくっている。その場合にも、教育現場の検討と意見を

十分に参考にする。参考にはしても反映はするものではない、法律の建前から。であるから、これは今までもこういう陳情は出てきたが、それについてはそう答えている。

それからもう一点は、1910年と非常に政治的な内容、今、2010年でさまざまな動きがあるが、一定程度政治的な中身での陳情とも受け取ることもできるし、また「道徳教育の目標に基づいた傾向が強まって」、これがまたいけないのかどうかというと、特にいけないとは私は思っていないし、またもう一つは、教科書を学ぶのではなく教科書で学んでいくわけであるから、陳情要旨の最後のほうは、音楽の教員がそれぞれ教科書に基づいて自分の歌を歌ったりするのは自由であるから。であるから、「可能性が誘導的注釈で、ひとつの方向に限定されることのない教科書を採択してください」ということは、教育委員会の権限を侵すような内容の要旨だと私は思う。

それから、教科書の展示については、これも毎回出てくるのだが、見本教科書は冊数が限定されている。そういうようなことから、現行の展示をせざるを得ないということはある。

それから、3の「調査研究結果の重視」についても、先ほど申したとおりである。また、教科書協議会の委員の人選と会議の公開は、これについても教科書採択の権限が区に来たときから、事前にメンバーや中身については発表せず、決まってから発表するというので、一定の手続を経てやってきているし、また1についても、確かに「主権在民」であるが、陳情要旨に立ち返ったときに、これは一定程度の考え方に基づいた陳情なので、教育委員会としては、今、天沼委員がおっしゃったように、採択するわけにはいかないのではないかと思う。

委員長

ほかの方たちはいかがか。

安藤委員

教科書採択にあたり、先ほど教育長がおっしゃったように、各小学校からの報告書と教科書協議会からの報告書を読ませていただいた。私が教科書を見ていたときの印象と同じような印象を持たれている報告書もあれば、全く違う視点から教科書を評価している報告書もあり、大変参考になっている。いろいろな方々の意見であるから、すべてが一致しているわけではないが、とても参考になっている。つけ加えれば、一般区民の方が教科書展示場でお寄せくださった感想なども参考としていただいている。丁寧につくられた報告書を読むことによって、私個人も、子供たちのために真摯に教科書選定という作業を進めていきたいと思っている。

内藤委員

私も、教科書の選定をするにあたって大事なことは、学習指導要領の改訂の方針に沿っているのかどうかということ、これがとても大事であろうとまず考える。それと、多くの方々の意見も参考にしていく。その中には、もちろん現場の教師の意見も参考にし、また保護者の方々の意見も参考にし、いろいろな方々の意見を参考にしながら私自身が判断していきたいと考えて行っているので、ここの陳情項目3番の「重視し」という表

現は、私はあまりふさわしいとは思わない。

教育長

繰り返しになるが、教科書が区教委の権限になるまでは、違うところで練馬区の区民の子供たちの教科書を決めていたわけである。そこで一方の意見として、ほとんど学校現場のほうで、当時、学校票とっていたようであるが、それによって決まったというような反省もあって、教育委員会の教科書採択の権限について明確にしたということがある。当時も、教育現場での検討と意見を十分に反映してほしいという意見があった。そういう考え方もあったが、反映ではなくて、教育委員会そのものが合議によって教科書を決めていくということに立ち返ったときには、この書かれているようなことについてはできない。法律上もできない。

また、都教委のほうの通達というのは、我々教育委員会としては、それにとられることなく自由にやっているから、これについてもちょっと誤解があるのではないかと思う。

いずれにしても、こういう考え方の教科書を採択する必要があるとか、採択してほしいというのは、教育委員会が教科書を公平・公正にいろいろと議論をしながら決めていくわけであるから、この陳情者の指摘するようなことはできないと私は結論づけられる。

委員長

皆さんからご意見を多々いただいているが、教科書の採択にあたっては、私たち教育委員会としては、新学習指導要領にのっとっているのかどうか、使う先生方、そして学ぶ子供たちにとって、どの教科書が一番いいのか、そういう視点に立っているいろいろな方たちが調査してくださったものを十分に参考にさせていただきながら、各委員が何度もおっしゃっていたように、公平・公正な立場で教科書を採択していくという、そういう姿勢で私どもはあっている。であるから、ご心配いただいているような偏った採択をするつもりは私どもには毛頭ないので、委員の方々が今申し上げているように、これは不採択ということによろしいかと思う。

天沼委員

現場の先生方のご意見が反映されていないのではないかという懸念をされているところはあるが、教科ごとに教科書協議会が組織されていて、かなりの先生方が手に取って一冊一冊教科ごとにご覧になって細かく調査報告をしてくださっている。私たち自身もすべて手に取って見ているので、公平かつ公正にということではどれだけ迫れるかというところがやはり懸念される場所だろうと思うが、できるだけそれを心がけてやっていきたいと思っている。ご心配いただくことがないようにしていきたいとは思っている。

今のところはその程度のことしか申し上げられないが、陳情項目のお書きになった内容が、具体的に進めていることを誤解されているところがあるのかなというところもあったので、先に法律の話を見せていただいた。法律や規則に照らし合わせて基づいてやっているのだから、それに違反するようなことは私たちとしてはできないということである。

委員長

ご心配いただいているのかもしれないが、そのようなことはない。

教育長

いずれにしても、教科書そのものは各社とも新しい学習指導要領に基づいて、改善事項もしっかりと受けとめて、それぞれ各社が特色を出しながら検定を受けている教科書であるから、その検定そのものについては、我々はどうか言う立場ではない。それからまた、一番引かかるのは陳情書の真ん中にある、「全体的に道德教育の目標に基づいた傾向が強まっています」という部分で、道德教育について、おそらく陳情者の方たちは近づいてはいけないという、「基づいた傾向が強まっています」ということは、この文章はいい意味で使っていない。

委員長

この文章からそう感じると。

教育長

ただ、世の中でさまざまな事象が起きている。これは最近に限ったことではなくて、起きているのはやはり人と人、あるいは人の命をどうするのか、また社会での一員としての役割、また家族との関係、それらについて子供一人ひとり、社会一人ひとりがもう少し考えていかなければいけない。これは時代の要請だと思う。ひとりでは生活できないわけであるから。道德教育を陳情者の方はどういうふうにとらえているかわからないが、全体的なトーンからいくと、どうも私の思っているのと違う方向のようなので、そういう意味でも採択することはできない。

委員長

付け足すことはあるか。よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、ここでまとめたいと思う。

各委員からそれぞれご意見をいただいた。教科書採択に関するこの陳情に関しては、先ほどから何回も申し上げているとおり、当教育委員会の権限と責任において、公正、中立な立場で採択を行っている。特定の考え方の教科書を採択してほしい、あるいは採択してほしくないという陳情に関しては、「不採択」としたいと思う。

については、陳情第2号に関しては不採択でよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、陳情第2号は「不採択」とする。

なお、陳情の2項目と3項目に関して申し添えると、協議会委員、選定資料については採択後に公開している。採択以前であると、逆に公平、中立を欠くので、採択後に必ず公開をしているので、申し添える。

協議(1) これからの生涯学習のあり方について〔継続協議〕

委員長

続いて、協議案件である。協議(1) これからの生涯学習のあり方についてである。

この協議案件は、各委員の皆さんには、それぞれ学習を深めていただき、認識も深めていただいているところである。これは、組織のあり方検討委員会の検討結果、答申等を受けて協議を進めることにしているので、本日は継続としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

では、この協議案件については「継続」とする。

(1) 教育長報告

練馬区生涯学習のあり方に関する有識者会議の答申について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

委員長

では、次に教育長報告をお願いする。

教育長

本日は、生涯学習のあり方に関する有識者会議の答申について、また後援名義、さらに大泉北小学校で起きた事故についてご報告させていただく。

委員長

それでは、報告の1番についてお願いする。

生涯学習課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見を伺いたいと思う。

天沼委員

「提言」を読ませていただいた。前にも教育委員会の方向性などについてご説明をいただいていたが、それがこのようなきちんとした有識者会議による文章化されたものとして、改めてこういうふうにご提言いただいて本当にありがとう。またこの後も、これを1つのテキストとして勉強させていただきたいと思っているので、今後ともよろしくお願ひしたいと思う。

教育長

今、天沼委員がおっしゃったように、これまで教育委員会でもいろいろと議論していた内容について、それとそっくり同じではないが、答申をいただいて、今後この答申によって、区長部局と教育委員会と生涯学習をそれぞれやっているの、それぞれまた学びを深めていきたいと思う。

委員長

ただいま教育長からお話もあったが、区長部局とこちらと双方共にまた学び、認識を深め、生涯学習に関しては話し合いを進めていくということで、この答申、本当にご苦労であった。これを参考にいろいろと学ばせていただきたいと思う。

では、続いてその他の報告をお願いする。

庶務課長

お手元の資料2、練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業（平成22年8月実施事業分）である。例月ご報告申し上げているとおりで、今回は平成22年7月22日現在での後援事業の一覧である。お目通しいただければと思う。

以上である。

委員長

いかがか。ご意見、ご質問はあるか。よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、その他報告はあるか。

施設給食課長

口頭での報告になるが、学校の工事をしている際に作業員の死亡があったので、その件について報告する。

練馬区立大泉北小学校であるが、今、夏休みにかけて、耐震補強工事、床改修及びトイレの改修工事を行っているが、その解体作業をやっている作業員の方が、体調が急変して亡くなられたということが発生した。男性で59歳の方である。

経緯であるが、先週の金曜日、7月23日に、いつもどおり来て午前中仕事をして昼食をとられた。昼食をとられた後は、午後から作業だったのであるが、周りの人間がその方がいないことに気づき、学校内を探した。3時43分ごろであるが、直接工事の対象とはなっていない部屋にその方が倒れているのを発見し、すぐさま119番をして救急車を要請した。心臓マッサージ、AED等に対応したのだが、5時半ごろ死亡されたということで、石神井警察署へ死亡を連絡したところである。

午後7時ごろ現場検証で、現場の保存は石神井警察署の判断で不要であるということであった。現在のところ、死亡原因については不詳という形になっている。

このことを受けて、この工事は私どもから区の施設管理課のほうに執行委任をしているものであるから、施設管理課から請負業者に対して、まず池袋の労働基準監督署にこの件を伝えるよう指示した。あと、もう既に指示済みであるが、作業員に対して熱中症への対策についてということで、定期的に十分水分を補給すること、あと学校には冷水機があるのでそれらを活用してほしい。あと休憩を適宜することという内容の指示をしたということである。

以上である。

委員長

この猛暑というか酷暑なので、お互い熱中症には気をつけたいと思う。

では、以上で報告は終了した。

案件の4番の調査・研究に入りたいと思う。冒頭申し上げたとおり、こちらは「非公開」で行うので、理事者の方、傍聴者の方は退室をお願いします。

理事者、傍聴者 退室

小学校教科用図書の調査・研究

委員長

それでは、時間となったので、第14回教育委員会定例会を終了する。